

岐阜大学修学支援事業（特定事業）のご案内

岐阜大学修学支援事業（特定事業）について

岐阜大学修学支援事業（特定事業）は、経済的理由により修学が困難な学生等に対して、以下事業への修学支援を目的といたします。

皆様からのご寄附は、意欲と能力のある学生が希望する教育を受けられるように活用します。

事業内容

- 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減
- 学資の貸与又は給付
- 学生の海外留学費用の支援
- リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに係る経費

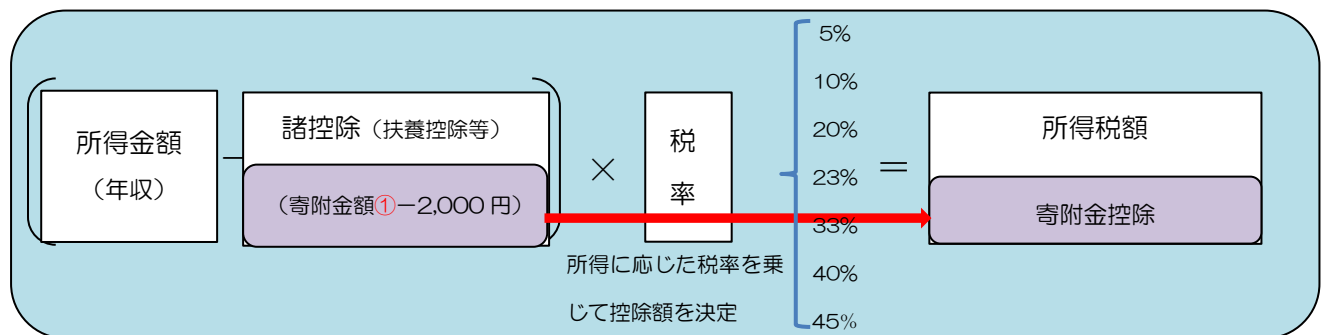
税法上の優遇措置

平成28年度の税制改正により、国立大学法人等が実施する修学支援事業に対する個人からの寄附については、これまでの「所得控除」に加え「税額控除」の適用対象となりました。

岐阜大学修学支援事業（特定事業）は、上記に該当しますので、確定申告の際に寄附者様において、①所得控除又は②税額控除のどちらか一方の有利な制度を選択いただけます。

①所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定します。



①総所得金額等の40%が限度額です。

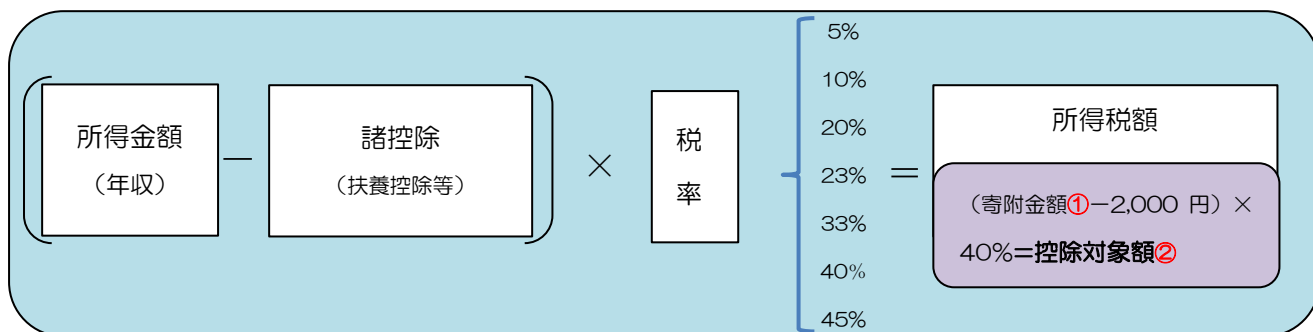
$$\left(\begin{array}{l} \text{年収300万円の寄附者が} \\ \text{1万円を寄付した場合} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} 10,000 - 2,000 \\ = 8,000 \text{円} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{税率5\%} \\ \text{(平均的な世帯の諸控除額を想定)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} 8,000 \times 5\% = \\ \mathbf{400 \text{円を控除}} \end{array} \right)$$

◎確定申告において、寄附金領収書の提出が必要となります

②税額控除

各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除します。

税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方にとって所得控除と比較して減税効果が大きくなります。



①総所得金額等の40%が限度額です。

②所得税額の25%が限度額です。

年収300万円の寄附者が
1万円を寄付した場合

税率に関わりなく $8,000 \times 40\% =$
3,200 円を控除

◎確定申告において、寄附金領収書と「税額控除に係る証明書(写)」の提出が必要となります。「税額控除に係る証明書(写)」は、寄附金領収書とともにお送りします。

岐阜大学修学支援事業(特定事業)へのご寄附の手続きについて

銀行振込用紙またはゆうちょ銀行振替払込書のご依頼人・通信欄の寄附目的欄の**岐阜大学修学支援事業(特定事業)**に○印を記入していただくか、岐阜大学修学支援事業(特定事業)欄の無い振込用紙においては、その他()欄に**岐阜大学修学支援事業(特定事業)**とご記入願います。